

じこさぽ
じこさぽ

交通事故の疑問

教えてQ&A

事故を起こしてしまったら… 事故の被害に遭ってしまったら…

まさか自分に限って…と思っても、いつ起きるか分からない交通事故。突然の交通事故では何をどうしたら良いか分からないという方も多いのでは？ケガの治療から、保険、車両の修理など…交通事故の疑問にお答えします！



第5回

相手が保険に入っていないから… 保険代理店からのアドバイス

Q1

追突事故に遭いケガをしましたが、相手は任意保険未加入でした。その場合、私の治療代はどうなるのでしょうか？

停車時に後方からの追突事故は、相手側に過失責任が100%あることとなります。したがって、自分の車の修理代金全額、修理期間中の代車代金を請求することができます。ケガに関しても、治療費、慰謝料、休業損害、その他治療に関する諸費用を請求できます。しかし、相手側が任意保険に未加入の場合、車両に関する損害額の支払いは自費となるため、相手に支払いをするよう求めなくてはなりません。

ご質問のケガをされた場合には、被害者が希望する病院や治療院にて、まず治療を行ってください。その際、相手が任意保険に加入していない旨を治療先に伝えて、被害者側の健康保険を利用した方がよいと思います。相手方の支払い能力の有無など金銭的に困難な場合を想定すると、当面の治療費などの支出を抑えることをまずは考えてください。

そして、診断書を発行してもらい警察署に提出して人身事故扱いにしてください。人身事故にする

と自賠責保険の請求がスムーズになります。また、加害者には業務上過失傷害の罰則と運転免許証に対する行政処分が架せられます。

自賠責保険の被害者請求をするにより、保険金の一部を先に請求できる「内払金請求」や「仮渡金請求」といった制度もあります。治療が終わった後は「慰謝料」「休業損害」などが120万円を限度に請求できます。限度額を超える部分に関しては、全額加害者が負担することになります。支払額が高額になる場合もあるため被害者の健康保険を利用した治療をし、その治療費の自己負担分を支払ってもらえるかの協議をしてください。

また、健康保険を使用する際には、健康保険証を発行している窓口で「第三者行為による被害届け」の提出をする必要があります。

自賠責保険の請求方法など、詳しくは保険会社や保険代理店、交通事故相談所などでも相談できます。

今回の先生は…



松澤 毅先生
(アストのほけん 所長)

ジコサポ長野